

仕 様 書

1. 委託事業名称

令和8年度 城東まつり企画運営事業業務委託

2. 事業目的

近年の核家族化、情報社会の進展等で区民の価値観が多様化する中で、地域における連帯意識が希薄化し、本来の相互扶助機能の低下が問題となっている。身近な地域問題を地域で解決していく自律的な地域づくりに向けて、地域コミュニティの役割はますます重要になっている。

こうしたことから、区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることを目指し、単にイベントとして開催するのではなく、区民の手づくりによる、誰もが気軽に参加できるものとして、事業の企画段階より多くの区民、各種団体等が参画し、交流を図り協働することで、連携を促進する仕組みづくりを構築することにより、子育て世代等の若い世代が地域コミュニティ活動に興味・関心を持ち、「参加」から「参画」へ踏み出す一歩となるような新たな人の循環を生み出し、多様な地域活動の担い手の発掘と連携及び協働に向けたネットワークを形成促進していくことにより、自律的な地域コミュニティの育成を図ることを目的に本事業を実施する。

3. 業務内容

(1) 開催日

令和8年11月14日(土) 10時～15時30分(予定)

雨天時は11月15日(日)に順延

なお、11月15日雨天中止の場合、順延は行わない。

(2) 開催場所

蒲生公園・児童公園・城東区複合施設を中心に開催すること。

(3) 事業趣旨

区民の地域交流の促進や連帯意識を育成し、コミュニティづくりの象徴的なイベントとなるよう、幅広い層が気軽に参加できる催しとする。

(4) 実施事項

・地域で積極的に活動されている区内各種団体等の代表者等で構成する「城東まつり実行委員会」の事務局を担うとともに、城東まつり実行委員会において積極的な提案を出すよう委員と連携し、運営していくこと。また、城東まつり実行委員会において決定された内容に沿い企画運営・準備等を行っていくこと。ただし、城東まつり実行委員会の場において、受託者として様々な提案を行うことを期待する。事前の広報、ステージ発表及びブース出展等団体の募集及び連絡調整、資材等の調達、会場の設営、並びに開催当日の進行管理、会場警備、運営スタッフの確保、撤収、清掃、参加者及び従事者へのアンケート、事業の振返り、その他必要な業務を行うこと。

・会場には、ステージ、各出展ブース、本部席、来賓席、案内所、電気設備を設けるこ

とし、その配置について提案のうえ設置すること。なお、救護所については区役所と調整のうえ設置することとする。

※各出展ブースについて、上記の長机、椅子及び電源以外の設備は、各出展団体が搬入、設営及び搬出を行う。

・関係官公庁（建設局、公園管理者、消防、警察等）への各種申請は、区役所と協議のうえ、受託事業者が行うこと。

・会場となる蒲生公園隣接の蒲生中学校グラウンドに臨時駐輪場を設置し、自転車整理・清掃を受注者の責任で行うこと。原則として、設営は開催当日に行うこと。設営等の作業にあたっては、施設に損傷を与えないようにすること。

・安全確保のため、十分な警備体制を整えること。なお、警備の補助として本市職員の配置は行わない。

【警備・案内誘導、清掃を含む配置】

① 前日の設営後から翌朝、および、「城東まつり」終了後、撤収までの時間帯において常時2名。

② 開催当日（開始前2時間と終了後1時間を含む）常時37名。

【必要とする警備内容】

参加者及び区民の安全を図り、各種事故の発生を未然に防ぐため、以下の警備を実施すること。

① 会場周辺道路の交通整理

② 指定駐輪場への案内誘導・整理

③ 会場内外における年少者等に対するいたづらや嫌がらせ等の防止、青少年の非行防止活動

④ 会場出入口等における来場者の安全誘導

・開催当日のステージ進行について、手話通訳者を配置すること。

・本事業の運営従事者（ボランティア）については、事故等による傷害に備え大阪市民活動保険に加入しているが、出演者及び来場者の事故等による傷害に備えた保険や、その他損害賠償保険については、受注者が加入すること。

・ステージ発表及びブース出展等の内容は、政治・宗教活動に相当するもの、法令や公序良俗に反するもの、人権侵害となるもの、その他区長が適当でないと認めるものを起用しないこと。

・開催にあたり発生するごみについて、分別の徹底はもちろんのこと、減量化や参加者自身による片付け等につながる工夫を提案のうえ実施すること。

・事前の広報は、区広報誌への記事掲載や SNS 等による発信とともに、ポスターを作製し公共機関をはじめ各所の掲示板へ1か月前までに掲示、またチラシ（ポスターの縮刷可）を作成し同様に配架して、広く周知すること。（参考：令和7年度実績 チラシ作製数 200 枚（A4版）ポスター作製数 100 枚（A3版））開催当日に来場者等へ配布するプログラムを作成し、開催の1週間前までに納品すること。（参考：令和7年度実績 プログラム作成数 10,000 部）また、各媒体については、下記のとおりイベント名を記載すること。

イベント名⇒【第53回城東まつり】

(5) アンケート

事業の記録及び効果検証のため、写真撮影、参加人数の集計、来場者及び出店者等、区民に広くアンケート調査等を行うこと。また、アンケートの内容等については、属性分析を詳細にできるよう工夫し、アンケートの配布方法と併せて事前に発注者と協議して決めること。

(6) その他

事業の実施において、発注者と受注者との実施責任については概ね別紙のとおりとするが、別紙及びこの仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者（城東区役所市民協働課）と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。

4. 業務に関する事項

(1) 事業計画書等の作成

受注者は業務の実施に先立ち、実施体制・業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、発注者に提出すること。契約約款に基づく業務工程表および業務委託料収支内訳書の提出もこれに含む。

(2) 業務完了報告書等の提出

業務完了報告書には、業務実施内容及び収支の詳細及び事業の効果検証について記載した内容を明記し、城東まつり実行委員会において報告のうえ、業務完了後、令和9年2月26日までに提出すること。

また、本契約における従事者の勤務時間にあたっては、本契約以外の業務と重複することがないように作業日報等で適切に管理すること。また、従事者の業務内容を示す月報等を業務完了報告書と併せて令和9年2月26日までに発注者に提出すること。

(3) 事業の検証について

事業の結果について、参加者へのアンケート等を取りまとめ、検証を行い、参加者のニーズや傾向等を分析し、効果測定を行うこと。その結果は区役所担当者を通じて、次年度の受注者へ引き継ぐこと。

5. 契約に関する事項

(1) 委託期間 契約日 ～ 令和9年2月26日

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うことを基本とする。

(3) 再委託について

① 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務

の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- ③ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- ④ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- ⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(4) 経費について

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

なお、委員会が事業の中止を決定した場合は、発注者と受注者において協議のうえ、業務委託料を変更する契約変更を行う。

(5) その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- ② この契約については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとする。

- ③ 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行わねばならない。

- ④ 受注者は、本業務が大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。